法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-13

西田忠之と『大審院備考』

YANO, Tatsuo / 矢野, 達雄

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法学志林 / Review of law and political sciences
(巻 / Volume)
120
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
61
(終了ページ / End Page)
113
(発行年 / Year)
2023-01-27
(URL)
https://doi.org/10.15002/00030486

西田忠之と『大審院備考』

矢野達雄

目　次

はじめに
一　西田忠之の人物と経歴
二　太政官正院監部としての西田
三　明治八年の司法制度改革と西田
四「西田文庫」所収の『大審院備考』
五「裁判事務心得」の立法過程と『大審院備考』
むすびにかえて
（附）西田忠之履歴表

はじめに

法政大学ボアソナード記念現代法研究所に、「西田文庫」が所在する。これは元司法官であり退職後衆議院議員選挙に当選し代議士を勤めた西田忠之の旧蔵書や遺した資料等から成っている。「西田文庫」には、多様の史資料が含まれるが、中でも『大審院備考』と題名を付された冊子が注目されている。

私は二〇一九年春同研究所を訪れ、「西田文庫」を見学する機会を与えられた。私が西田忠之なる人物と「西田文

庫」の存在を知ったのは、その前年岡孝氏[1]・中村哲也氏[2]の広島修道大学への来訪がきっかけであった。両氏が広島修道大学を訪問されたのは、「西田文庫」中の『大審院備考』の来歴・意義を解明する手がかりが、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の収集した史資料の中にあるのではないかという思いからであった。両氏のお話を拝聴し、私は両氏に熱意をかき立てさせた「西田文庫」を是非閲覧したいとの思いを抱いた。お願いしたところ、こころよく手続きをとっていただいた。きっかけを作っていただいた両氏に感謝しつつ、同文庫を見学して得た知見を基礎にその後の調査・検討の結果を加味し、報告したい。

一　西田忠之の人物と経歴

本稿の主人公である西田忠之とはいったいどのような人物であろうか。

法政大学の紹介誌『法政』第七三号（二〇一四年六月号）には、「西田文庫」を紹介する記事を掲載している。この記事には西田の肖像写真が掲載され、その下に次のような履歴を紹介している。

尾張藩飛地の滋賀県蒲生郡竜王町で代官兼庄屋を務める郷士の家に生まれる。一八六八（明治元）年に刑法官書記として雇われ、七六年大審院所属。八一年判事となり九四年に退官。同年九月の第四回衆議院議員選挙に当選。立憲改進党の議員として活動した。

ここには西田について履歴の概略が示されているが、これだけでは、西田の人物像を明らかにしたとはいいがたい。

西田がどのような人物かを知るためには、「西田文庫」に残された資料を精査してその実像に迫る必要がある。

（1）四通の履歴書

「西田文庫」には、西田忠之の履歴書が四点保存されていた。以下の四点である。なお〔　〕内は、『西田文庫目録』のデータ記載によっている。

履歴書（1）〔箱四―番号六二「衆議院議員当選通知　履歴書」明治二七年九月六日〕
履歴書（2）〔箱四―番号八四「履歴書」明治七年一〇月〕
履歴書（3）〔箱八―番号六八「履歴書」明治六年六月〕
履歴書（4）〔箱八―番号七八「履歴書」（明治八年）〕

以上四点の履歴書について、記載内容から判明する作成時期や作成目的、また特徴的事項について記しておこう。

①「履歴書（1）」について

本履歴書の記載事項は、明治元（一八六八）年三月二五日「刑法官書記を仰付かる」からはじまり、明治二七年七月二八日「依願免本官」で一旦記載を終えたとみられる。その後、追加加筆がなされ、最終的には同年九月一一日段階で加筆も止められている。

西田は、明治二七年の第四回衆議院議員選挙において当選しているが、「履歴書（1）」は、その時滋賀県知事に提出した履歴書の下書きと考えられる。[3] その意味で、最も公的な経歴紹介とみて差し支えないであろう。

記載事項からみた「履歴書（1）」の特徴は、明治政府内で西田の就任した官職履歴のみが記載され、それ以前の履歴が一切記されていないことである。

②「履歴書（2）」について

「履歴書（2）」の記載事項は、文久二（一八六二）年からはじまり、明治四年九月二日の「正院八等出仕申付候事」で終わっている。

本履歴書の最大の特徴は、「履歴書（1）」においては記載のなかった明治政府成立前における西田の履歴が記載されていることである。それに加えて明治政府成立以後における西田の官歴も記載されているが、その具体的記載内容は「履歴書（1）」と大差ない。

本履歴書の表紙には、「明治七甲戌年十月旧藩大参事丹羽賢　中村脩添書を以県庁ニ差出ス」が朱字で記入されている。このことから本履歴書は、明治七年一〇月に旧尾張藩の大参事丹羽賢が中村脩の添書をもって県庁に提出するため作成されたものであることが判明する。

③「履歴書（3）」および「履歴書（4）」について

「履歴書（3）」および（4）は、記載事項がほぼ同一である。ただ、「履歴書（3）」には、筆による加除添削のあとが明瞭に残っていた部分があったが、「履歴書（4）」にあっては加除添削の箇所が綺麗に修正されている。すなわち「履歴書（3）」を清書したのが、「履歴書（4）」であると考えられる。したがってここで一緒に検討することとする。

まず記載事項は、「履歴書（3）」および「履歴書（4）」いずれにおいても、戊辰年すなわち明治元年の五月二五日にはじまり、明治八年九月二七日「（監部課）廃官」で終わっている。しかし「履歴書（3）」の原本をよくよく見ると、明治四年九月二日の「八等出仕申付候事　正院」までとそれ以後の記載は字体が異なっている。すなわち一旦明治四年九月二日「八等出仕申付候事」までを書き上げ、暫く日時を措いたあと、「十一月監部課付申付　大外史口

達」以下が付記されたと推測される。

本履歴書の特徴は、明治政府任官後の履歴のみを記載しているところにある。この点は「履歴書（1）」と異ならないが、そのあとの履歴が「監部課廃官」で終わっているところが「履歴書（1）」とはちがっている。それらの点を勘案すると、「履歴書（3）」は、監部課廃止により官界に拠り所を失った西田が猟官のために作成したものではないかとの推察が可能である。この点は、「履歴書（4）」も同じである。

ただ、「履歴書（3）」と「履歴書（4）」で、生年月日の記載が異なっているのは、異様である。この点については、のちに触れよう。

以上は、形式的側面から見た四通の履歴書の異同であった。以下では、四通の履歴書から判明する西田の経歴の注目すべき点と、疑問の残る点について、まとめておこう。

（2）生年月日および名前の表記

以上四通は、西田忠之という同一人の履歴書であるから、記載の精粗はともかくとして、重要な事項について相違することはないはずである。しかし不思議なことに生年月日、したがって年齢の記載も微妙に異なっているのである。

因みに、各履歴書で西田の生年月日および名前はどのように記載されているだろうか。

〔履歴書（1）〕…「滋賀県蒲生郡苗村大字山之上百七十七番屋敷士族　西田　忠之」
「天保十年十一月本村ニ於テ生ル」

〔履歴書（2）〕…「族籍伺中　西田忠之 ㊞　　初　英之助　後　秋作」
〔生年月日の記載なし。〕

〔履歴書（3）〕…「愛知県士族　　西田物部忠之　　通称秋作」
「天保七丙申年十一月生、明治六年六月三十六歳八ヶ月」
〔履歴書（4）〕…「愛知県士族　　西田忠之」
「天保十年戊戌十一月」

すなわち、出生日について、「履歴書（1）」・「履歴書（4）」が「天保十（一八三九）年出生」と記載しているのに対し、「履歴書（3）」は「天保七年出生」と記載しているのである。同一人物の履歴書に、なにゆえ二通りの生年月が記入されているのであろうか。とくに（3）と（4）は、さきに記したように下書きと清書の関係にあり、かつ（4）の該当部分は、「天保七年」とあったのを墨で消して「天保十年」と書き替えたように見える。とすれば、さらに疑問は深まる。

この疑問に対するひとつの解釈を提示してみよう。西田は、若い頃「機密掛」として活躍していた時期のあることが、「履歴書（2）」から明らかである。機密掛であれば、出身藩の者のみならず、藩の領域を越えてさまざまな人物と接触し、情報を交換することも多かったであろう。そのような場合、若輩と侮られないため「天保七年出生」を自称しそれを通していたが、後年政府の官員となりさらに衆議院議員になるなど公的存在となった際に実際の生年月に戻したという解釈である。いずれにしても西田の生年月を確定するには、後日の調査に委ねざるをえないであろう。

また、姓名呼称についても、西田は当初「英之助」のち「秋作」を名乗っていたが、士族襲名後[4]は「西田物部忠之」と称し、その後「西田忠之」と名のるようになったということがわかる。

なお、文久二年以前については、どの履歴書にも記載がない。この時期の西田の動向については履歴書以外の文書を精査しなければならないが、今回はそこまで調査が及ばなかった。他日を期したい。

（3）幕末維新期の動静

西田の動静に関して、文久二年以前が杳として不明であるのに比して、同年以後は、「履歴書（2）」に詳しく記載されている。以下これを引用しておこう。

文久二壬戌年十二月廿四日　於名古屋
一前大納言殿西上ニ付市島勘兵衛與属シ京都出張可致旨被申付
同三癸亥年五月　於京都
一前大納言殿帰国後モ猶当地ニ相詰外交周旋之儀被申付
元治元甲子年七月廿八日　於京都
一今般京師騒擾ニ付テハ格別尽力致候付為即賞金五千匹被下之
同年十月　於京都
一前大納言殿長州表発向ニ付小荷駄掛リヲ以右地出張被申付
同年十二月朔日　於広島陣営
一当七月京地騒擾之砌別テ尽力功業不少依テ其賞トシテ是迄父千秋ェ被宛行候扶持七人口男英之助代ェ被下候旨書面ヲ以被相達
慶応元乙丑年二月京都帰着
同年十一月迄在勤候事

同三丁卯年六月　於名古屋
一京都出張被申付
〔朱字〕同年十二月　一国事機密掛リ被申付(5)
明治元戊辰年正月三日　於京都〔本行抹消〕
〔朱字〕同月　一自今被列藩士旨被申達　知恩院陣営ニ於テ参政小瀬申達之旨口達
一南門前陣所並伏水表ェ粮米運輸方被申付〔本行抹消〕
同年五月廿四日　於京都
一御用有之趣ニ付明廿五日已之刻刑法官ェ出頭可致旨被申付
〔以下略〕

ここに見られるように、「履歴書（2）」においては、幕末から明治維新に至る激動期において、西田がいかに国事に奔走していたかが詳細に記載されているのである。

そしてこの過程において、カギを握る人物は、「前大納言」である。すなわち、西田は「前大納言」に随伴して、京都、長州表、京都、広島陣営、名古屋、京都と各地に移動しながら、長州征伐、禁門の変、戊辰戦争などの現場に列していたことが記録されている。それによって、西田の一連の行動がすべて「前大納言」を補佐する目的であったことを、さりげなくほのめかしているのである。

また、この間慶応三年の一二月には、西田は「国事機密掛」を申し付けられたとある(6)。これを命じたのはおそらく「前大納言」であろう。また、明治元年戊辰年正月三日の「南門前陣所並伏水表ェ粮米運輸方被申付」（この部分はの

ちに墨で消されているが）は、おそらく鳥羽伏見の戦いにおいて兵糧米運搬役として貢献したことを示唆している。

では、幕末の西田の行動を差配していた「前大納言」とは誰なのであろうか。候補となるのは、かつて大納言の位に就位したことがあり、かつ履歴書執筆の時点でこの職を辞している人物でなければならない。私は、右の条件を満たす人物として、正親町三条実愛（おおぎまちさんじょうさねなる）（一八二一～一九〇九）を挙げたいと思う。

安政五（一八五八）年強硬派公家達八八名が大挙参内した「列参事件」があった。正親町三条実愛はその首謀者の一人であった[7]。文久二年には　国事御用掛に就任している。さらに慶応三年一〇月、「倒幕の密勅」に署名した三名の公卿の一人[8]であり、同年一二月の「王政復古クーデタ」にも関与した[9]。薩摩・長州による倒幕運動を支持した公家の筆頭者的存在であった。

その功績を評価されて、正親町三条実愛は、維新政府成立後は政権中枢に要職を占めつづけた。すなわち明治元年閏四月二一日には、新政府の議定に就任した。さらに明治二年には、五月に刑法官知事、七月には刑部卿に就任し、また同年内国事務総裁にも就任している。そして明治三年一〇月には大納言に任ぜられた。

このように維新政府の中枢を担い続けた正親町三条実愛であったが、政府内において維新変革を担った実力者すなわち薩長土肥の出身者たちが台頭してくると、他の公家たちと同様、政治的地位を低下させていった。すなわち明治三年一〇月、正親町三条実愛は刑部卿を解任された。なお同年一二月には、家名を嵯峨に改姓し以後嵯峨実愛を名乗るようになり、つづいて明治四年七月には依願免本官、麝香間祇候となっている。さらに明治五年三月には教部卿となるが一〇月辞任した。これ以後まったく官界において影響力をうしなったとみられる。そして嵯峨実愛は、明治四二年一〇月二〇日死去した（九〇歳）。

私は、西田の「履歴書」に度々登場する「前大納言」は、正親町三条実愛であると確信した。その根拠は、以下の

通りである。

第一に、西田の「履歴書」に記載された「前大納言」の登場箇所を、正親町三条実愛の経歴と照らしあわせても、ほぼ矛盾するところがない。

第二に、明治初年における西田の官途就任状況をみると、正親町三条実愛が就任している官職の下で、西田が下役を仰せつかるという現象が確認できる。すなわち正親町三条実愛が、明治元年閏四月二一日議定に就任すると、西田は、同年五月二五日刑法官書記を仰せ付かり、さらに六月四日捕亡司判事に任命されている。ついで明治二年実愛が五月刑法官知事・七月刑部卿に就任すると、西田は、同年五月一二日鞠獄司判事・六月四日捕亡司知事・七月二〇日刑部逮部長・一一月八日逮部権正に任ぜられている。

第三に、明治三年の「日誌一」において、この歳の元旦に西田は、「正親町刑部卿（三条実愛）への年賀」の記事がある[10]。すなわち西田は、三条実愛に対し年賀に参上するほどの緊密な関係を保っていたことが確認できる。

以上の理由により、私は「前大納言」は正親町三条実愛その人であると断言してよいと考える。すなわち西田忠之は、幕末期において正親町三条実愛の指示に従って情報を探索するとともに倒幕運動の実働を担い、維新後は正親町三条実愛の権威を背景に、自身も明治政府内において顕官を歴任したのである。

（4）維新後の官職履歴について

それでは西田文庫所収の「履歴書」に依拠しながら、明治新政府成立後における西田忠之の官職歴を確認しておこう。

西田は、明治元年五月二四日刑法官書記を皮切りに、以下の諸官職を歴任した。月日の記載については履歴書によ

り若干異同があるが、主として「履歴書（2）」に依拠した。

刑法官書記（明治元年五月二五日～六月一四日）

捕亡司判事（明治元年六月一四日～？）

鞫獄司判事（明治二年五月一二日～明治二年六月四日）

徴士捕亡司知事（明治二年六月四日～六月一九日）

刑部逮部長（明治二年六月一九日～？）

逮部権正（明治二年一一月八日～明治四年七月九日）

司法省出仕（明治四年七月九日～？）

正院八等出仕（明治四年九月二日～？）

刑法官は明治元年閏四月二一日の「政体書」によって太政官内の一官として設置された司法権を司る機関であった。刑法官内には、監察司（行政監察を掌る）、鞫獄使（刑事裁判を掌る）、捕亡司（司法警察を掌る）の三司が置かれたが、西田は、刑法官内の捕亡・鞫獄の二司を歴任し、なかんずく捕亡司においては短い期間であったが、知事に任ぜられた。

刑法官は明治二年七月八日の「職員令」による官制改革において、刑部省に改組された。刑部省は司法行政を管轄した官庁であり、西田は刑部逮部長・逮部権正を歴任している。このように西田は、明治初年の官界において刑事司法関係の職務に就任しつづけたのである。

刑部省は、明治四年七月九日の司法省設置により弾正台と共に廃止された。西田は同日付で司法省出仕を仰せ付かっているから、官途の経歴はつながっているように見える。しかし、「履歴書（3）」では、「勤務如故タルヘキ旨御

達」、また「同（4）」では「但勤務如故」と記されているから、司法省内に身を置きつつも勤務実態はなかったのではないか。さらに同年八月には、「捕亡囚獄之事務地方官ニ属ス」という記事がある。すなわち、捕亡・囚獄の事務が地方官に移管となって中央の事務から外されたことによって、司法省内にとどまることも危うくなったとみられる。

こうしてあいつぐ官制機構改革とこれまで後ろ盾であった正親町三条実愛の影響力低下によって、西田が政府内に職務を保持しつづけることは難しい状況になったと判断される。

かくて猟官運動開始を余儀なくされた西田ではあったが、「履歴書（1）」に「同年〔明治四年〕九月二日八等出仕申付候事」、また同日付けで「監部課付申付」と記されているので、この年の九月には、正院に地位を確保することに成功したようである。就任したのは、正院の監部課であった。それから約四年の間、西田は監部課に籍を置き続けた。西田忠之の「履歴書（1）」によれば、明治八年九月二三日監部課は廃局となった。これに伴い、西田も同月二七日廃官となり、位記を返上した[11]（「履歴書（4）」）。

正院の監部課とはいかなる課であり同課への職務確保がいかにして可能となったか、また同課でどのような仕事に就いていたかなどに関しては、第二章で改めて検討しよう。

（5）裁判官となった西田

明治八年九月監部課をやめたあと、履歴書は暫時空白となる。約半年の雌伏のち、明治九年四月二一日司法省八等出仕に補せられ[12]、官途に復した。そして七月二四日大審院大属となり、今度は司法官に任ぜられることになった。ただ疑問なのは、約一年足らず後に、「同一〇年六月二八日、廃官」となっている。この間司法官としてどのような仕事についていたか全く不明なのである。しかし、このたびの空白の期間は短く、同年一〇月一六日付けで「任判事補、

新潟裁判所在勤申付」となっている。名実ともに裁判官に任用されたのである。

その後、明治一二年五月一九日付けで「陸軍裁判少主理」、そして同一三年七月八日仙台鎮台に異動した。同年一一月二二日には大審院三等属、六月二三日には「判事に任ず」と記載されている。さらに同一四年一一月一五日付けで「東京控訴裁判所詰」となっている。東京控訴裁判所には、二年半余り在籍し、多くの判決（五二二件）に関与した。

明治一七年七月二四日に、西田は松山始審裁判所詰に任じられた。地元の「海南新聞」にも、同年八月三日付けで「東京控訴裁判所詰判事西田忠之氏は今度松山始審裁判所詰なりし由」と報じられている[13]。ところが同年一二月一六日付けで、「非職被仰付候事」となった。「非職」とは、『広辞苑』によれば、「官吏の地位はそのままで職務だけ免ぜられることをいう」とある。つまり司法官の地位は保ったまま、わずか五ヵ月足らずで松山始審裁判所詰の職務を解かれたのである。なぜそのような仕儀になったのか、明確な理由はよく分かっていない。

わずか五ヵ月足らずの在任期間で松山を去った西田に、判事としての実働はあったのだろうか。この点に関して、「西田文庫箱八」に、明治一七年の二通の任用通知が現存することが注目される。一通は「刑事係」の任用通知（同年一〇月一日付）であり、他は「兼民事係」の任用通知（同年同月同日付）である。一応、民事・刑事両様の事件を担当できる態勢にはあった。西田が判事として関与した刑事事件があったかどうかについては、確認する手立てがない。他方民事事件については、日本文化研究センターの運営する「民事判決原本データベース」の検索によって、一件の事件が存在することが判明した[14]。

前述のように、西田は明治一七年末に松山始審裁判所詰を「非職」となった。彼が判事に復したのはそれから約三年後のことである。すなわち、明治二〇年一二月九日、木更津治安裁判所の判事に任ぜられたのである。

さらに同二三年一〇月には北条区裁判所監督判事、同二六年三月二四日には青森地方裁判所判事に任ぜられ、そして明治二七年二月一二日に退職を命ぜられ、七月二八日には「依願免本官」となった。第四回衆議院議員選挙に立候補のためであったと考えられよう。

ここで、西田が判事時代に担当した民事事件数（「民事判決原本データベース」を典拠として計上）を、ここに掲げておこう。なお、同データベースは明治二三年分までしか掲載されていないので、二四年以降については、データがないことをお断りしておく。

新潟裁判所　（明治一〇年一〇月～同一二年五月）四六件
東京控訴裁判所　（明治一四年一一月～同一七年七月）五二三件
松山始審裁判所　（明治一七年七月～同一七年一二月）一件
木更津治安裁判所　（明治二〇年一二月～同二三年一〇月）七五件
北条区裁判所　（明治二三年一〇月～同二六年三月）一件（但し明治二四年以降はデータなし）
青森地方裁判所判事（明治二六年三月～同二七年二月）　データなし

（6）衆議院議員時代の西田

西田忠之は、明治二七年九月に実施された第四回衆議院議員選挙に滋賀県第三区に進歩党で出馬し当選した。このとき第三区では、西田のほか大東義徹も当選している。議会開会後西田は、立憲改進党の議員として活動した(15)。

「西田文庫」にはその時の「当選通知」が保存されているので、引用しておこう。

〔朱字〕内一発第一四一六号

今般本県第三区ニ於テ衆議院議員臨時選挙執行候処大東義徹ノ得点弐千七百四十三点　貴下ノ得点弐千四百弐十五点ニシテ即チ最多数ナルニ依リ大東義徹及貴下ヲ以テ当選人ト定メタル旨該区選挙長ヨリ届出候ニ付此段及通知候也

明治二十七年九月六日

滋賀県知事　大越亨　公印

従六位　西田忠之殿

岡孝氏によれば、西田は第九帝国議会において衆議院内に設けられた民法中修正案審議特別委員会の委員に任命されている。[16] しかしこの委員会において、議事にかかわる発言等重要な活動があったという記録はないとのことである。

（7）晩年の西田

西田の議員生活は一期だけであり、明治三二年四月六日、死去した。天保一〇年生まれとして、享年六〇歳であった。晩年は京都に住んで謡曲をたしなんだり、割合静かな生活を営んだという。[17]

なお西田の交友関係に関して、田中不二麿（弘化二（一八四五）年〜明治四二年）と親交のあったことを指摘しておかなければならない。田中不二麿は旧尾張藩士、維新後は明治政府に登用され、文部大輔・司法卿などを歴任した官僚・政治家であった。両人とも尾張藩士であったことから親交があり、[18]『西田文庫目録』には田中から送られた多数の書簡が蔵されている。年月日が明らかになる書簡のうち、もっとも古いものは明治一〇年七月の記載があるが、

両人の交際がいつごろ生じたのか判断できない。また田中が司法卿になったのは明治一三年三月のことであるが、西田の司法官就任と関係があるかどうかは不明である。

二　太政官正院監部としての西田

さきに検討したように西田忠之について、太政官正院の監部に在籍していたことは、「履歴書（1）・（3）・（4）」の記載から疑いない。「履歴書（2）」については監部歴を記載していないが、これは同履歴書の記載が「明治四年九月二日八等出仕」で終わっているためで、ことさらに監部課在籍を隠したものではないだろう。

このように西田は、「履歴書」記載にあたって、自身の監部在歴を堂々と記入していた。これは、注目すべき点である。他の監部在籍者たとえばのちに愛媛県警部長になった真崎秀郡が、監部在籍歴をひたかくしに隠そうとしていたのに比して、大いに異なるといわなければならない[19]。

（1）監部とはいかなる部署か

では、太政官正院の監部とは、いかなる任務を帯びていた部署だったのであろうか。太政官正院の「監部」の存在に注目し、その機構・機能の概略を検討するとともに監部たちの人物像にも迫った注目すべき研究として、大日方純夫氏の『維新政府の密偵たち―御庭番と警察のあいだ―』（吉川弘文館、二〇一三年）がある。大日方氏の著書によりながら、太政官正院の「監部」の概略を整理しておこう。

大日方氏によれば、監部の誕生は、明治四（一八七一）年七月二九日、すなわち中央政府の最高中枢機関として正

院が設置された日と同日である。この正院の課の一つとして監部は出現した。(20)

同年同月の「監部課事務章程(21)」は、監部の職掌についてつぎのように定めている。

監部ハ正院耳目ノ官ニシテ諸官省各局各地方官員奉職ノ怠惰処務ノ奸詐ヲ行走探索スルノ職ナリ
課中ノ官員ハ史官主記ヨリ之ヲ兼ネ或ハ正院ノ命ニヨリテ他ノ官員其外ヨリ臨時之ヲ撰任シ其事ヲ限リ司掌セシム　故ニ人員ノ定限アル事ナシ
監部ノ行走探索ハ都テ三職ノ命令ニ従テ派出スル事トス
凡ソ各官省各地方ニ行走シテ諸官員ノ怠惰奸詐ヲ探索シ其実況ヲ得レハ之ヲ詳記固緘シテ其命シタル本員ニ呈ス
凡ソ探索書ハ之ヲ他人ニ泄ス事ヲ厳禁トス　若其事ノ泄洩スルコトアリテ推窮ノ後其探索セシ者ヨリ泄出スル証アレハ一時ノ過失ニ出ルト云トモ免官ノ罰ヲ受ク
細作ノ探索書ハ詐偽ナキヲ証スルタメ探索セシ者自ラ調印シテ呈スルコトトス
探索書ノ趣旨ニ拠リ諸官員ノ奸詐ヲ発見シ司法省ニ於テ其罪ヲ窮治スルカ又ハ之ヲ糺問スルニ当リモシ其実証ナクシテ其罪ニ伏セシム可キコトナケレハ之ヲ探索セシ者ノ忘中ト造意トヲ推窮シテ其官ヲ免シ又ハ当罪ニ処ス
監部ノ官員ハ唯諸官省及各地方官員ノ奉職諸務上ノ作悪ヲ探索スルコトニ注意スルヲ要トス
監部ノ官員ハ其探索ノ次第ニヨリテ人ノ良否ヲ陳シテ黜陟ノコトヲ上言スルヲ禁ス

まず、監部は「正院耳目ノ官」であると規定する。そしてその職務は、「諸官省・各局・各地方官員奉職ノ怠惰、処務ノ奸詐ヲ行走探索スルノ職ナリ」と定める。すなわち、官吏の勤務状況の探索が主たる職務であった。そして

「監部ノ行走探索」は、すべて三職の命令にしたがって派出するものとされている。三職とは正院の中枢を占める太政大臣・納言・参議をさす[22]。三職の命を受けた監部はその「耳目」、すなわち三職の求める情報を探索し伝達する三職直属の密偵機関であると、その性格を明確にしている。

「行走探索」によって得られた諸官員の「怠惰奸詐」に関する情報＝探索書は、機密のものであって、他に洩らすことは厳禁である。もしこれが探索者＝監部から漏泄された場合には、一時の過失にもとづくものであったとしても、免官の処分を受けると記す。

探索には、「細作」＝隠密、スパイの手段が使われることが示唆されている。かような「細作」による探索書は、真偽いずれか容易に判然としない場合が多い。そのような場合詐偽ではないことを証するため、担当した監部が自ら署名捺印して提出することが義務づけられている。もし探索書によって「諸官員ノ奸詐」が発見され、司法省において当該官員の審査・糺問の手続きに進んだが証拠を得られず罪を問えなかった場合は、探索者の責任が問題となる。探索者の「忘中」（過失の意ヵ）か「造意」（＝たくらみ、ねつ造）のいずれであるかを推しはかり究明して、担当監部を免官または加罰の処分をすると規定している。

さらに監部の仕事として、ただ諸官省及各地官員の「奉職諸務上ノ作悪」を探索することにとどまるべきであって、その探索結果をもとに人物の良否や進退などを上司に進言してはならないと念を押している。

また監部課の人員について、「監部課事務章程」は、「課中ノ官員ハ史官主記ヨリ之ヲ兼ネ或ハ正院ノ命ニヨリテ他ノ官員其外ヨリ臨時之ヲ撰任シ其事ヲ限リ司掌セシム　故ニ人員ノ定限アル事ナシ」と、定員を定めないと規定している。これをもって大日方氏は、「きわめてあいまいな、秘密主義的な色彩を色濃くもつ機関であった」ことをうかがわせると述べている[23]。

（2）監部課の所管と文書処理

「太政官職制章程」[24]（明治六年五月改正）によれば、正院には内史と外史の二つの部署を置くとある。内史の長官が大内史であり、外史の長官が大外史である。その職掌について、大内史は、「諸機務ノ文書法案ヲ勘査シ国史ヲ脩メ官記位記等ノ事ヲ掌ル」、そして大外史は、「文書記録伝達受付官中用度等ノ事ヲ掌ル」と定めている。

そして内史および外史の所管する課および局の構成は、つぎのように規定されている。

内史所管「七課一局ヲ置キ各事務ヲ処ス　其課長局長ハ奏任以上ノ官之ヲ専任又ハ兼任ス」　履歴課　監部課
財務課　法制課　庶務課　歴史課　地誌課　翻訳局

外史所管「二課二局ヲ置キ各事務ヲ処ス　其課長局長ハ奏任以上ノ官之ヲ専任又ハ兼任ス」　記録課　用度課
印書局　博覧会事務局

この章程を見るかぎり、監部課は内史所管の七課一局中の一課とされており、明確に内史の所管下にあったと言ってよかろう。

また発足時の人事をみると、大内史は土方久元が就任している。ちなみに当時大外史は、中村弘毅、箕作麟祥、小松彰の三名であった[25]。なお、『明治七年六月改版　太政官官員録』では、大内史は土方久元で変わらず、大外史は中村弘毅の一名となっている。

さらに、監部関係の文書の処理について、大日方氏は、つぎのように述べている。

監部関係の文書を見ると一八七四年から七五年四月一四日までは、すべて「監部課」の名をもって処理されて

いる。これらの文書の冒頭には、普通「土方」と「巖谷」の印が押されている。これは土方久元と巖谷修の印であると考えられる。(26)

このように監部課の責任者は大内史土方であったが、事務処理については、少内史巖谷修もこの一端を担っていたと考えられる。このように機構的には、監部は内史の所管にあったが、一八七三年の『官員録』には、監部課の記載がない。したがって、監部の活動に携わる官員が誰であるか『官員録』だけからは判定できない。この点、大日方氏は、「一八七三年の『官員録』では、所管の課局の部分とは別に、大主記のもとに八等から一四等までの出仕一五人の氏名が掲載されている。…ここに記された出仕のほぼ全員が監部の活動にあたっていた…と見て、ほぼ間違いないであろう。」と述べている。(27)

（3）監部となった西田

西田については、『官員録』中に「八等出仕」と記載されているだけであるが、何よりも本人が履歴書に監部歴を記載しているのであるから、監部であったことは間違いない。ここで、西田の太政官正院における監部としての始期と終期を確認しておこう。まず監部としての任官について、「履歴書（1）」では、つぎのように記載している。

明治四年九月二日　八等出仕申付候事　　正院
同日　　監部課付申付　　大外史口達

つまり、正院における「八等出仕申付」の日付と大外史口達により「監部課付申付」は同日のこととしている。ところが、「履歴書（3）および（4）」では、「監部課付申付」は「同年十一月　大外史口達」となっている。

このように、「八等出仕申付」と「監部課付申付」の間には、約二ヶ月のタイム・ラグが存在している。これは、彼の猟官運動が成功して、とりあえず正院内に「八等出仕」のポストが用意されたが、勤務すべき部署は定まっておらず、実際にそれが決まったのが、約二ヶ月遅れの同年十一月であったと解することができる。なお「大外史口達」とは、単に口頭によって伝えられたにとどまり、正規の辞令は交付されなかったという意味であろう[28]。

つぎに、西田の監部としての終期についても、確認しておこう。これを記しているのは、「履歴書（3）」および「履歴書（4）」である。いずれも「明治八年九月二七日　廃官」となっている[29]。なお「履歴書（4）」では「位記返上之事」と付されている。以上の記載を信じるかぎり、西田の監部としての履歴は、明治四年九月（もしくは一一月）から明治八年九月の約四年間ということになる。

再度西田が監部として正院に呼ばれた時点に立ち戻って、考えてみよう。前述のように西田は、「大外史口達」によって監部に任じられたと記している。監部は内史の所管であった。それが大外史から声がかかるということはありうるのだろうか。前に記したように、当時の「大外史」は、中村弘毅、箕作麟祥、小松彰の三名であった。中村弘毅は信州松本藩士、小松彰は土佐藩士であった。両人ともに、出身地や藩籍等の面ではいずれも西田からは遠い。彼らから声がかかるということはありうるのだろうか。なお、箕作麟祥は、フランス語の練達者として正院に呼ばれた者であって、監部とは縁のない人物であるから、この場の考察からは除外してよかろう。

私は、西田の監部課申付には巌谷修〔少内史（明治六年官員録）→権大内史（明治七年官員録）〕が関わった可能性があると考えている。巌谷は、近江国水口藩出身の書家（筆名一六）であった。西田は、尾張藩の士族であったが、

彼の生国は近江であった。したがって出身藩は異なるとはいえ、同郷ということで旧知の仲であった可能性があると思う。巌谷の推薦によったと考えるのが、もっとも近いのではないか。「大外史口達」は、カムフラージュであったかもしれない。

なお「西田履歴書（3）（4）」には、西田が監部課に在任中の記事としては、「同五年壬申十月　記録課附専務」「同六年五月　御炎上ニ付履歴課専務」の二項目が掲載されているにとどまる。この「御炎上」とは、明治六年五月五日未明の皇城炎上をさすものとみて間違いなかろう。これによって「太政官・宮内省の公文書類に至りては烏有に帰せるもの過半」[30]という状況に立ち至った。これにともなって、西田の所属も記録課付から履歴課専務に異動したということになる。

さきの「太政官職制章程」によれば、記録課は外史の所管に属し、履歴課は内史に属するから、西田も履歴課への異動によって晴れて内史本課のもとで監部としての活動に携わるようになったと見られないこともない。しかし監部については「専任の課員は置かない」そして「定員もない」（大日方）ということなので、どの課に属していたかは、さほどの問題ではなかったのかもしれない。

では、監部となった西田は、誰の指示の下でどのような任務を遂行していたのであろうか。とくに、「三職」のうち誰からどのような命を受けて活動していたのだろうか。しかしこれを物語る史料はほぼ存在しないのである。この点については、『大審院備考』の問題と大いに係わるからそこで検討することとしたい。

ここでは、西田が監部在職中の活動を推認させるような史料の有無についてだけ述べる。まず、日記もしくは日誌・備忘録等についてはどうであろうか。『西田文庫目録』の中から、「日記」、「業務日誌」の類に相当するものを選び出し、年代順に並べてみた。なお、〔　〕は、冊子中に記されている記事の年月日を表し、（　）は目録中の整理番

号を記したものである。

①「秘乗」〔慶応三年五月〕（箱四、三九）
②「公私雑録　二」〔明治紀元一〇月〕（箱四、四〇）
③「公私雑録　三」〔明治二年一月～一二月〕（箱四、四一）
④「〔日記　他〕」〔明治二年己巳三月一八日～四月五日〕（箱三、六〇）
⑤「明治二己巳季夏六月　日記」〔明治二年六月一三日～一二月二九日〕（箱六、二三―一）
⑥「日誌一明治三庚午春正月　西田逮部権正」〔明治三年一月一日～四月二六日〕（箱五、二三）
⑦「明治三庚午初夏　日誌弐」〔明治三年四月二九日～九月一四日〕（箱六、二三―二）
⑧「日記三　明治三庚午年晩秋　逮部権正」〔明治三年九月一五日～一二月二四日〕（箱三、五八）
⑨「明治四辛未春二月　日誌壱　逮部権正」〔明治四年二月三日～三月二日〕（箱六、二三―三）
⑩「明治四辛未春三月　日誌弐　逮部権正」〔明治四年三月三日～三月二九日〕（箱六、二三―四）
⑪「日記」〔明治一〇年九月～同一二年一二月〕（箱四、四二）
⑫「懐中日記」〔明治一七年〕（箱四、四八）
⑬「懐中日記」〔明治一九年〕（箱四、五二）

以上は、慶応三年より明治一〇年代までの間に西田が作成し「西田文庫」中に残した日記・日誌類のリストであった。このあと明治二〇年代については、ほぼ切れ目なく「懐中日記」・「手帳」等の表紙の冊子に日々の記録、金銭出納等が記載されている（箱四、四三～五三）。ここで注目したいのは、監部課の一員として活動していた時期〔明治四年九月から、明治八年九月まで〕の記録がすっぽりと抜け落ちていることである。監部退職にあたって、在職時代

の文書について保管することははもちろん、「日記」等の私的記録についても手元に留保することがはばかられたという事情が垣間見える。

つぎに『西田文庫目録』に収録された書籍、冊子のうち、明治四年から九年の作成にかかると思しき文献・史料等を抽出すると、つぎのようであった。

〈1〉『刑事判文』（箱五、二四）第一号〜六九号、明治九年一月〜同一二月

〈2〉『刑事指令録』（箱五、二五―一〜六）明治六年〜九年

〈3〉『大審院備考』（箱六、一五）

〈1〉は、目録の備考欄に、「大審院の用箋」に記され「讒謗律、新聞条例、和姦、詐欺など罪状は様々、刑量・被告名記載」とあるように、明治九年の判決文を収録した文書と考えられる。また〈2〉は、明治六年〜九年に中央から発せられた指令を収録したものであろう。いずれも判事時代に職務を遂行する参考となったであろうもので、手元に留保することが許されたかもしれない。ただし、詳細は不明である。そして〈3〉については、このあと詳しく検討する。

結局、このように西田が「西田文庫」中に残した史料の中に、監部時代の西田の活動をうかがう史料としては、〈3〉『大審院備考』の他には確認できなかった(31)。

そもそも太政官正院監部において官員たちがどのような活動を遂行していたかは、うかがいしれない所がある。「監部事務章程」によれば、「諸官省・各局・各地方官員奉職ノ怠惰、処務ノ奸詐」すなわち、官吏の勤務状況の探索が主たる職務であった。ところが、「監部課員派出心得」（明治七年一一月）では、監部派出の趣旨が「時態人情ノ変遷ヲ速知」つまり社会情勢や国内状況の偵察へと、監部の役割が変化した(32)。明治の諸制度改革に対する地方人民の不

満からくる政情不安が背景にあろう。ところが西田の場合は、他の監部たちのように、隠密的役割―地方へ派遣され、地方の状況を探知する役割―からは距離をおいていたように思われる。むしろ西田は、中央において進行中であった諸改革に関して官庁各部署内の動向を探知して報告する役割を担わされていたのではないだろうか。西田が履歴書に監部歴を堂々と記して、隠そうする気配をみじんも感じさせないのも、この点とかかわっていよう。

三　明治八年の司法制度改革と西田

明治八年は、大阪会議において大久保利通・木戸孝允・板垣退助の三実力者の合意によって、政権の法的構造が立憲政体をめざす方向に大きく踏み出した年であった。

明治初年における政府の機構および制度は、変転きわまりないものであった。「神武創業の古」に復帰する祭政一致体制を手はじめに、西欧近代的三権分立制を表見的に採用した「政体書」体制、それに対する反動としての「職員令」による復古的太政官制、とあいつぐ変転を経験した。そして、明治四年七月の廃藩置県は、封建制から中央集権制への大転換であったが、その断行に際して太政官制の「潤色」を実施し、転換の準備体制を整えた。その後、明治六年の政変が勃発、閣内からいわゆる征韓派の参議が一掃され、権力の「内部淘汰」が一段と進んだ。このあと、内務省を立ち上げ、みずから内務卿に納まった大久保利通は、いわゆる大久保独裁政権を確立したと言われる。しかしその政権基盤は弱体化したため、政権を立て直すため、明治八年一月から二月にかけて、木戸孝允・板垣退助を政府に復帰させる工作、すなわち大阪会議とよばれている合意をすすめた。同年二月一一日、政体改革四条件で合意し、木戸・板垣が政府に復帰することになった。四条件とは、①元老院の設置、②大審院の設置、③地方官会議の開催、

④参議と省卿の分離体制確立、である。これら四条件は、総体として「漸次立憲政体に進む」方向で政体改革をすすめるというものであった。

「立憲政体」という語にはさまざまな理解のしかたがあろうが、少なくとも西欧流の三権分立の政治体制をめざすという方向で一致をみたということを含意しよう。ここにおいて、立法機関・行政機関のしかるべき位置づけと同様、これまで政府内においてはいわば添え物あつかいであった司法機関について、すくなくとも他の二権を担う機関から分離・独立している外観を付与することが課題となったのである。そしてその司法権を担う機関は、大審院とされた。

（1）司法制度改革の動向

大阪会議以前にも司法制度の改革が検討されていないわけではない。しかしそれは司法省内部からの改革提案であり、他の政府機関や実力者との軋轢をともない、紆余曲折の経過をたどっていた[33]。

大阪会議の後、新たな政府体制の本格的検討が進むことになった。明治八年三月正院内に設置された政体取調掛がこれに携わったのである。これについては、尾崎三良の『尾崎三良自叙略伝』中の記述が参照されてきた。

> 四月二十日再び太政官へ呼び出され、今度は六等出仕と云ふので月給百五十円を受く。是は前官即ち左院の四等議官と同じ事であった。其用向は則ち政体取調御用掛被仰付と云ふ書付を渡された（是は大久保、伊藤の受けたのも同じ辞令であった）。そこで其役所へ行ってみると大久保、木戸、板垣、伊藤の四参議がづらっと一卓子を囲んで頻りと議論して居る。其傍らに井上毅が矢張り予と同官で六等出仕と云ふのである。此時我々の取調べるのは裁判所の組織権限、即ち今の構成法の創設である。地方官会議の職務権限等につき議論をした。此時最も

激しく議論したのは裁判所構成法であった。即ち井上は仏国法を模倣せんとした。予は則ち英法を多く混用せんとした。そこで議論が衝突した。それは所謂各々其学ぶ所に偏する所があったからである。然れども此時より井上とは非常に莫逆の親友となった。又両人の議論が纏らざるときは毎に伊藤が仲裁をして預り、後にはどうかこうか収拾することになった。(34)

この時政体取調御用掛に任命されたのは、大久保利通、伊藤博文、木戸孝允、板垣退助の四人の実力者参議に加え井上毅、尾崎三良の二名、計六名であった。そしてこの時の取調事項は、裁判所の組織権限および地方官会議の職務権限等であったことが知られる。そして裁判所の組織権限の取調にあたっては、フランス法・イギリス法を基礎とした論争があったことが注目される。この時尾崎は六等出仕、井上は七等出仕であった(35)。

このように政体取調御用掛において司法制度改革案の取調が進み、同年五月二四日三つの太政官布告すなわち大審院諸裁判所職制章程（太政官布告第九一号）、上等裁判所設置及管轄（同第九二号）、控訴上告手続（同第九三号）の発布によって、新しい司法制度のおおよその枠組が呈示された。

しかし当時においては、とくに民事において法典は未だ公布・施行されておらず、そのような場合何に依拠して裁判をするかという問題への対処方針は示されていなかった。それから約半月後の六月八日に発布されたのが「裁判事務心得」（太政官布告第一〇三号）であった。

（2）司法制度改革期の西田

以上明治八年段階における政体改革の全体構図と、その中における司法制度改革の位置づけを検討した。では、

我々の検討対象である西田忠之はその構図の中でいかなる地位を占め、どのような役割を演じたのであろうか。

当時太政官政府内で司法制度改革が焦眉の課題として検討されていたことは、前述の通りである。その中心を担当したのは、政体取調御用掛であった。西田忠之自身は政体取調御用掛のメンバーではない。しかし政体取調御用掛においてどのような案が練られていたか、またそれはどのような意義を有しているか等を探査し報告する任務が西田に付与された役目ではなかっただろうか。司法制度に係わる問題は、法制に関する専門的知識を要する。また司法制度を担当する各部署の担当官員に知己を有し各部署の情報を容易に入手できることが望ましい。この点、刑法官・刑部省、司法省等を歴任した西田はうってつけの人材だったであろう。

政体取調掛で裁判所の組織権限等が論議されていた頃、西田は太政官正院の監部であった。では、西田はだれの指示のもとに、どのような仕事をしていたのであろうか。監部は、もともともっぱら「三職の命」にもとづくものとされた。では、西田は当時の三職のうち誰の命にもとづいて行動していたのであろうか。これは彼が任務として、どのような情報を探索していたかという点と密接に関連する。先述のように西田文庫には、監部在任中の記録がほとんど残されていない。ただ『大審院備考』があるのみである。このことから、当時進行中であった司法制度改革に関する情報を収集して報告することが任務の一つであったと推測できる。

では、三職（太政大臣・左右大臣・参議）のうちで、司法制度改革に関して情報を欲していたが自らはそれを感知する伝手を有しない者とはだれであろうか。大久保、木戸、板垣、伊藤は、政体取調御用掛のメンバーであったから、彼らは自ら必要な情報に接することが可能であった。また三条実美は、それほど司法制度改革に興味を持っていたようにみえないし、また尾崎三良はもともと三条の従者であったという縁で官界に地位を得た者であるから、必要とあれば尾崎を通じて情報を得ることができた。従って、三条も外すことができる。

当時の三職の中で政体取調御用掛に直接の伝手を持たない者としては、岩倉具視と大隈重信があげられるにとどまる。岩倉は、いざとなれば井上毅から情報を聞くことが出来たであろう。結局、西田をつかって政体取調御用掛に関する情報を得る必要があったのは、大隈のみであるという結論に落ち着く。

当時大隈重信が正院の監部をつかって、さまざまな情報を探索していたことは、大日方氏の前掲著書で明らかとなっている。従って大隈が司法制度改革の進捗状況を察知するため西田を監部として利用していたことは、十分ありうる。また西田は、後年明治二七年第四回衆議院議員選挙に当選し衆議院議員となったとき、旧改進党系の進歩党議員となった。このことから、西田と大隈は政治的方向性において近い距離にあったと推測でき、この点もさきの推測を後押しする一材料に挙げることができよう。

ただ、西田が大隈の雇使した司法制度改革に関する情報を探索する役であったとする仮説に関しては、大隈の回想（『大隈侯昔日譚』）には彼が使った監部として西田忠之の名前がでてこないことがネックとなろう。また、早稲田大学所蔵大隈文書（「巷議書」「探索書」「監部諸証録」等）にも西田とのやり取りを示す文書がない。ただ大日方氏が監部の氏名を特定するために用いた会計記録は、地方の政情などを把握するため派遣された者の旅費や雇用者への謝礼などを記録したものであったのに対し、西田の場合は、旅費や謝礼を必要としない調査なので、これら文書に西田の名前が登場しないということも十分考えられる。いずれにしても、西田を正院監部として雇使した実力者が誰であったかについては、新史料の出現も含めて今後の調査に委ねなければならない。

四　「西田文庫」所収の『大審院備考』

前章でみたように、西田忠之が正院の監部として在任中の活動を物語る資料は、「西田文庫」中に見当たらないように思われる。ただこの時期の西田の活動に関連しそうなのは、『大審院備考』なるタイトルを付された冊子のみである。以下では、『大審院備考』について検討することとする。

（1）『大審院備考』の概略

『大審院備考』は「西田文庫」の「箱六」に収められている。目録中の番号は、一五である。和装本であり、全体的に墨にて記述されている。

「大審院備考」というタイトルは表紙題簽である。ところが表紙をめくった次の頁、中扉に、「大審院考　大審院刑事課用本」と記載がある。すなわち表紙題簽と中扉のタイトルが異なっているのである。また中扉には朱の蔵書印が押されており、「西田忠之」と読める。以上から、本史料は、西田忠之の旧蔵書であり、かつ西田が大審院の刑事課に属していた時の活動と何らかの関係があるとみられている。

西田には、大審院の刑事掛判事であった時期（明治九年七月〜同一〇年一〇月）があるから、「大審院刑事課用本」の記載は、西田が大審院判事在籍時に作成し執務に使用したことを示すと見ることも可能である。ただしあとで触れるように、本冊子には西田が大審院刑事課に属する前の時期、すなわち正院の監部であった時期（明治四年九月〜明治八年九月）に接受・収集したとみられる文書が多数を占める。したがって、西田が監部退職後大審院刑事課に職を

確保したあとで、監部在任中に収受した文書に「大審院考　大審院刑事課用本」の題簽を貼付して製本し、手元に残したという可能性のほうが高いと感じる。

おそらく監部に在籍した者がその任務を解かれた場合、在任中に得た記録や文書を手元に保持し続けることは許されなかったであろう。そのような制約にもかかわらず西田が監部在任中の収受に係わると思しき「大審院備考」文書を保持し続けることができたのはなぜだろうか。これについては、両様の可能性が考えられる。第一は、大審院刑事掛判事となった西田が、同課において執務を行うため本冊子が必要であるとの理由づけによって本冊子保管の許諾を得たという可能性である。第二は、このような許諾を得ることなく、西田自身が本冊子を手元に置き続けることを欲したという可能性である。いずれとも決しがたいが、監部時代の活動を物語る唯一のよすがとして、西田が同冊子の保持に愛着を感じていたことは否定しがたいと思う。

さて、『大審院備考』なる冊子の全体を見ておこう。本冊子には、多様な文書を包含するが、丁数は附されていない。ざっと数えて全体でおよそ一三〇丁ほどである。

つぎに収録されている文書を確認しておこう。綴じ合わされている順番に文書を列挙すると、次の通りである。なお、〇番号は、筆者―矢野が付したものである。

①大審院　上告、沿革、大意、明治沿革〔「明法沿革」の誤記カ？〕、職員、事務、三局事務順序
②大審院構成　（ボアソナート、ブスケ　合記）
③大審院論附録　第一～三ノ改革、再犯罪、覆審院ノ処置、孛国最上裁判所ノ事
「法律ノ備ハラサル場合ニ於テハ情義ヨリ習慣ノ力多シトスヘキ乎」、ボハソナード
④裁決輯録摘訳（千八百六十八年摘訳）、為替手形―承諾ノ事及承諾ヲ取消スコト

⑤大審院中ニ一個ノ「レポアタル官」ヲ置ク事

⑥正院ヨリ「ホワソナート」氏ニ質問書　正院ヨリ廻ル

（法律ノ備ハラサル場合ニ於テハ情義ヨリ習慣ノ力多シトスヘキ乎　若裁判役其習慣ハ情義ニ相反シタリト思考スルトキハ習慣ニ依ルヘキ乎或ヒハ情義ニ依ルヘキ乎）

⑦千八百七十年裁決輯録抄訳

⑧千八百六十九年裁決集録抄訳（重罪裁判所，陪審人，書記訳，両職兼立スヘカラサルコト）

⑨千八百六十九年裁決輯録

⑩千八百七十年裁決輯録抄訳

⑪要償規則（二七か条、官吏賠償も含む）

⑫参照　ホアソナード氏答問三則（行政官吏賠償）

⑬参照　ボアソナード氏答問　重軽罪並違警罪賠償之事

題名の附されている文書もあれば、附されていない文書もあり、形式はまちまちである。内容的にみると、大審院の構成に関するフランスの制度考察（①～③）、外国―フランスの裁判例（④、⑦～⑩）、お雇い外国人への諮問と回答（⑥、⑫、⑬）、お雇い外国人からの提言（⑤、⑪）と、さまざまな内容の文書が含まれている。一見して、フランスの法や裁判制度にかなりな知識をもった人物の手によって作成されたことが見て取れる。

西田の経歴やフランス法に関する学識等から考えて、これらの文書の作成者が西田であったとは考えにくい。おそらく西田が何者かに依頼して調達した文書を綴り合わせたものであろう。ではその何者かとは誰であろうか。

図1　岩倉遣外使節団と資料の借覧関係

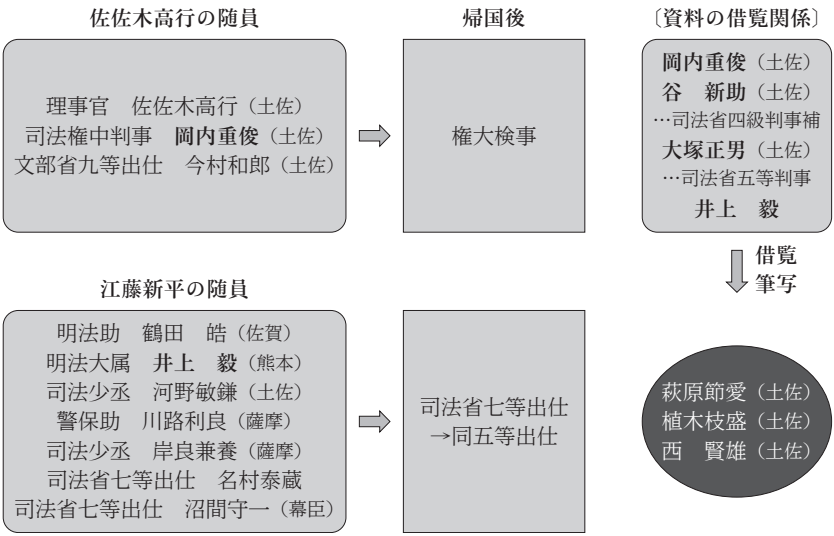

（2）『大審院備考』中の諸文書の由来

さきに見たように、『大審院備考』にはさまざまの文書が包含されている。これらは決してオリジナルの文書ではなく、オリジナルからの写しであろうと考えられる。いずれも細密の楷書体で、時間をかけて丁寧に筆写された文書である。文字に乱れはないが、所々に転記ミスそれもおよそ本文書の内容を理解している者であれば決して間違えないだろうと思われる誤りが散見される。最も端的な例は、「①大審院」に含まれる「明治沿革」である。これは「明法沿革」と記すべきところ、誤って「明治」と書いてしまったものであろう。(36)

結論的に言って、これら文書の大半は、西田が井上毅（一八四三〜九五）に依頼して取り寄せた文書をだれかに筆写させたものであろう。本文書がもともと井上毅(37)が所持していたものに由来するものであろうと推測される根拠は、以下のようである。

第一に、井上毅がヨーロッパの法制度とりわけフランス法に通じていたことである。井上は明治五年六月司法卿江藤新

平の欧州差遣に随行を命じられ[38]、フランスへ留学しフランスの司法制度やフランス法について研鑽を積んだ。留学中はボアソナードが日本人に対して施した講義に出席する機会もあった。そして、ボアソナードが来日した後も、彼とたびたび面会して質問し、回答の邦訳をつとめたことも知られている。

第二に、井上が死去後遺した文書・史料の類は、国學院大學梧陰文庫に収められている。『大審院備考』中の文書には、梧陰文庫所蔵の史料と同一もしくは酷似のものが多いのである。

井上が、フランス留学前からフランス法を学習し、また帰国後も研究を重ね、その成果を所謂『司法四部作』にまとめつつあったことは、明らかとなっている。ちなみに、井上毅の『司法四部作』とは、つぎの文献について、木野主計氏が命名したものである[39]。

Ⅰ『仏国大審院考』…ⅰ）「梧陰文庫」B-2242、ⅱ）その草稿「梧陰文庫」B-4095、ⅲ）佐佐木文庫所収『大審院考』、ⅳ）『司法諸庁区別』中に所収の『大審院考』

Ⅱ『治罪法備攷』

上編第一巻…司法省検事局蔵版・明治七年八月公刊

第二巻～第六巻　明治九年五月版権登録

第七・八・九巻　明治十年三月版権登録

下編第一巻～第五巻　明治十一年三月版権登録

Ⅲ『王国建国法』司法省明法寮蔵版・明治八年三月公刊

Ⅳ『仏国司法三職考』畏三堂蔵版・明治十一年二月公刊

ところで、井上毅の『司法四部作』は、のちに公刊された文献は別にして、草稿段階にあっては、国家秘密にも相

図２『大審院備考』と井上・司法四部作の関係〕

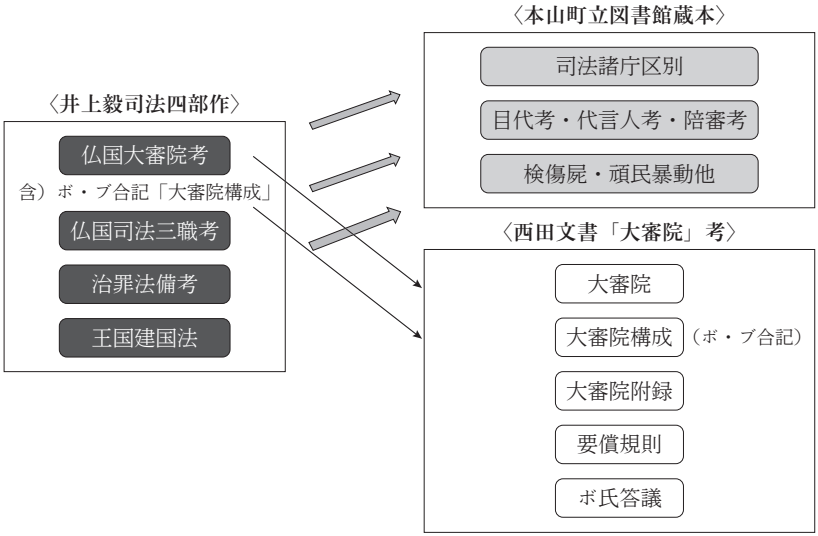

当し秘匿されなければならない性質のものであったはずである。この点は、西田文庫に収録された『大審院備考』中の文書についても同様である。これら機密資料を誰かに漏洩することがありえたであろうか。この点について、木野主計氏の前掲論文（注（39）を参照）は、井上毅の著作が植木枝盛ら民権派にも筆写され参照されていた実例を紹介している。

すなわち高知県長岡郡本山町立中央公民館所蔵の『司法諸庁区別』、『目代考・代言人考・代書人考・陪審考』、『検傷屍・頑民暴動・証告書式・拿捕法・断獄則・告発条例』は、高知の自由民権論者萩原節愛・植木枝盛・西賢雄らの旧蔵にかかるものであると推定されるところ、これらは明治八年一月から六月にかけて司法省の岡内重俊・谷新助・大塚正男そして井上毅らから借用した本を交互に筆記して三冊の写本に仕立てたものであろうと推定されている。これらは井上の前記『司法四部作』の一部であることが、木野氏によって論証されている。

このことから井上は、自身の草稿（いわゆる『司法四部作』に相当）を、司法省内の同僚には貸与して自由に筆記す

ることも許容していたのであり、機密保持はかなりゆるやかであったことがうかがえる。別の言い方をすれば、井上のフランス法制度の学習成果は、政府内官員から借覧を求められるほど注目されていたし、植木枝盛ら民権派からも注視されていたことが見て取れる。

（3）三種五類型の「ボアソナード答議」

前記西田文庫所収の『大審院備考』には、さきにみたように多種多様の文書を含んでいる。多くはフランスにおける大審院の機構や構成、控訴・上告手続などに関する説明であった。その中にボアソナード（他にブスケの名前もみられる）などお雇い外国人への質問とそれに対する回答を収めた文書が何点か含まれている。

その中でも法律学の分野において注目されているのが、⑥の文書すなわち「正院ヨリ「ホアソナート」氏ニ質問書正院ヨリ廻ル」という表題が附された文書である。この文書が注目されたのは、明治八年太政官布告第一〇三号「裁判事務心得」と通底する問題を扱っているからである。

この文書は法律が備わっていない場合、慣習と衡平法といずれによるべきかという問題に対するボアソナードの回答であった[40]。他方太政官布告第一〇三号「裁判事務心得」の第三条は、成文の法律がない場合、習慣（＝慣習）と条理の適用順序をいかにするかに関わる法令である。

ところで、この太政官布告第一〇三号「裁判事務心得」の成立と関連するのではないかと注目を集めている史料に、法政大学の所蔵する明治八年六月二日付のボアソナード署名仏文がある。この史料は、法政大学『ボアソナード答問録』（一九七八年）に収録されている。以下、これを（a）と略することにしよう。

そしてこの仏文を和訳したものではないかと推定されているのが、國學院大學梧陰文庫中に収蔵されている文書で

ある。この文書は、現在では國學院大學日本文化研究所編『近代日本法制史料集第八』（東京大学出版会、一九八六年）に収録されており、容易に読むことができる。[41] 以下これを（b）と略する。

（a）法政大学所蔵仏文「ボアソナード答問録」

（a—1）　法政大学所蔵仏文〔法政大学『ボアソナード答問録』所収、一九七八年〕

（a—2）　右の邦語訳〔前記『ボアソナード答問録』所収〕

（b）國學院大學梧陰文庫所蔵

（b—1）「慣習法ト衡平法ニ関スルボアソナード氏答議」〔『近代日本法制史料集第八』所収、一九八六年〕

（a）および（b）の文書はこれまでつとに知られていた史料である。（a—1）は仏文であり、最後に「一八七五年六月二日東京にて」と日時・場所の記載、および「ボアソナード」と回答者の署名が付されている。本史料の収録された『ボアソナード答問録』には和訳（a—2）が付されているが、これは第二次大戦後の現代語であり、非常にこなれた読みやすい訳文となっている。

つぎに（b—1）は、前述した國學院大學梧陰文庫所蔵にかかる漢字カタカナ混じりの文章である。本史料は、復刻されて國學院大學日本文化研究所編『近代日本法制史料集第八』に翻刻されていること前述の通りであるが、同書では「五〇九　慣習法ト衡平法ニ関スルボアソナード氏答議」と表題が付されている。しかし原史料には、このような表題はない。これは、同史料集の編者が便宜のため冠した表題であろう。

前記二つの「ボアソナード答議」の発見は、非常に大きな意義があったと考える。第一に、「裁判事務心得」第三条の法思想的源流については、かつて盛んに論議されたところであるが、本答議の存在が明らかになったことにより、この論争にはほぼ結着がついたと考える。[42] 第二に、「ボアソナード答議」の作成に関して、井上毅がボアソナードの

仏文回答と翻訳案を照合しながら検討を行ったという過程がほぼ明らかになった[43]ことである。

さらに今回「西田文庫」『大審院備考』の参照によって、（a）・（b）とは別のバージョンの「ボアソナード答議」が存在することが明らかとなった。それは、「西田文庫」の法政大学ボアソナード記念現代法研究所への寄贈によってはじめて日の目を見た史料である。『西田文庫目録』の「あとがき」によれば、立正大学名誉教授西田照美氏から現代法研究所へ寄贈されたのが二〇〇〇年七月、そして雑誌「法政」で一部紹介されたのが二〇一四年六月、さらに『西田文庫目録』の発行が二〇一八年二月となっている。きわめて最近のことである。そして、これには二様のタイプの文書が綴じ込まれていた。一つは表題の附されていないものと、もう一つは二行の表題[44]が附されているものである。両者は、文字つかいの細かな点で相違はあるが、内容的にはほぼ同じである。以下、前者を、（c―1）と称し、後者を（c―2）と称することにする。

（c）「西田文庫」『大審院備考』

（c―1）表題はなく、「法律ノ備ハラサル場合ニ於テハ情義ヨリ習慣ノ力多シトスヘキ乎」からはじまる文書

〔前記③に該当〕

（c―2）「正院ヨリ「ホアソナート」氏ニ質問書　正院ヨリ廻ル」との表題のある文書〔前記⑥に該当〕

以上三種五類型の「ボアソナード答議」は、表記言語、所蔵主体、などは異なっているが、内容的にはほぼ同一の記述となっており、表記において若干のズレはあるものの、元は同一のテキストから発しているものと考えられる。

この三種五類型の「ボアソナード答議」の時期的先後関係について、まとめておこう。まず（a―1）は、ボアソナードの書いた仏文であるからこれがオリジナルであることは動かない。そしてこれを邦訳した梧陰文庫中の文書（b）がこれに続く文書であることも疑いない。ただし（b）には、途中に（井上毅自筆墨書の書入[45]）と注記を付さ

れた文章が二行ほど存在する。このことから、注記を入れた校訂者（おそらく木野主計氏）を信頼すれば、最初の翻訳者は井上毅ではなく、別の人物によってなされた翻訳であったところ、訳文の難点を発見した井上によって手を入れられ、この文章が梧陰文庫に残されたのであろう。

さらに（c―1）および（c―2）は、この井上の添削をそのまま反映している文章となっているから、参照した文章は（b）であり、（c―1）および（c―2）はこれを筆写したことが明らかである。すなわち「西田文庫」『大審院備考』中の「ボアソナード答議」は、いずれも井上から借用した文書が原典となっていることが判明する(46)。

以上を総合すると、ボアソナードの仏文（a―1）→梧陰文庫中に収蔵された訳文（b）→『大審院備考』中二行の表題を含まないもの（c―1）もしくは『大審院備考』中二行の表題を含むもの（c―2）の順序が推定できる。

いずれにせよ井上から回付された時点では、本文書は、表題が附されていなかったはずである。なぜならば、井上の手元に遺された原文書（梧陰文庫所蔵版）には、このような表題は附されていないからである。

では、「正院ヨリ「ホワソナート」氏ニ質問書　正院ヨリ廻ル」の二行はどういう意味であり、なぜこの文書の冒頭に置かれたのであろうか。まず「正院ヨリ「ホワソナート」氏ニ質問書」とは、当時正院内に設置された政体取調掛の井上毅からボワソナードに宛てて出された質問書であるとの意味であろう。「正院ヨリ」というあいまいな書き方をして「井上毅から」という点を明記しなかったのは、質問の主体が誰であるか特定されないよう慮ったためであろう。そして同様に「正院ヨリ廻ル」の文言は、政体取調掛の井上から入手したものであることを言外にほのめかしたものであろうと考える。

すなわちこの二行は、受け取った西田が、この文書をどこから入手したか、またどのような由来の文書であるかを書き留めたものであろう。その上で一つには、不当な手段を行使して得たものでないこと、しかし同時に、文書の出

所（人物名）を残さないという慎重な態度を反映したものと考える。

五　「裁判事務心得」の立法過程と『大審院備考』

（1）「裁判事務心得」の立法過程

今日においても法学概論や法学入門などで、法源論に言及する場合、必ずといってよいほど触れられる明治時代の法令として、明治八年太政官布告第一〇三号「裁判事務心得」第三条がある。

第三条　民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ

同法については、これまでその法体系上の位置づけ、思想的背景、裁判実務に与えた影響等さまざまな観点から多くの研究が積み重ねられてきた。今日では、同法の成立過程については、『公文録』中の「裁判事務心得方御達之儀ニ付伺」によって、たどることができ[47]、すでに多くの詳細な研究が発表されている。とりわけ、大河純夫氏の論考「明治八年太政官布告第一〇三号「裁判事務心得」の成立と井上毅（一）～（三）[48]」は、まず参照しなければならない研究である。ついで、指を屈しなければならない研究として、同法の意義を比較法的に検証（とくにスイス民法第一条との比較）した小沢奈々『大正期日本法学とスイス民法』（慶応大学出版会、二〇一五年）がある。ここでも太政官布告第一〇三号の成立過程を丹念に追い、通説に若干の疑問を投げかけている。

成立過程のあとを丹念に追うことについては割愛し、本稿では注目すべき若干の諸点だけを掲記しておくことにする。

第一に、前記『公文録』中の「裁判事務心得方御達之儀ニ付伺」を見ると、本布告は起草から成立までに、つぎのような過程をたどったことが知られる。

〔司法省〕明治八年五月二八日　司法省案起案、提出

〔政体取調掛〕同年六月二日　政体取調掛案を作成、内史本課に提出

〔太政官〕同年六月七日　大臣・参議による審議、太政官決定

同年六月八日　太政官布告第一〇三号を布告

すなわち、法制定主体として司法省、政体取調掛、太政官（大臣および参議）の各セクション・成員が関与し、それぞれの立場から自己の主張を展開し、論議を重ねた結果、最終的に布告文に落ちついたことがうかがえる。

第二に、太政官布告第一〇三号「裁判事務心得」は全文五ヵ条から成る法令であるが、このうちこれまでの研究はほぼ第三条の成立過程にしぼって研究されてきた。しかし第三条については、原案から最終の布告法までほとんど修正・添削がなされていない[49]。これに対し、他の四ヵ条については、さまざまな修正案が提起され、議論がなされたあとが歴然である。論議が重ねられたと思しきこれら四ヵ条についても、重点的に考察の対象となすべきであろう。

第三に、同法の成立の過程で注目されるのは、六月二日に政体取調掛から大臣・参議宛ての「起案文書」に「今般司法省ヨリ裁判事務心得別紙之通伺出候処不都合之廉有之候ニ付別紙之通御改正之上御達ニ相成度此段奉伺候也」（傍点―矢野）の伺文が付せられていたことである。

「不都合之廉」とはいささか穏当を欠く表現である。いったい「不都合之廉」とは司法省の案文中のどこを指して

いるのであろうか。管見ではこの点について追究した論考は見られないのである。大河論文は、本布告立法過程の最大の問題は、四条・五条すなわち「判決の効力、指令の位置づけ」の問題であったとする(50)。そしてこの問題は、「大審院・司法省、さらには太政官・元老院との権限問題」に関連していると示唆している。つまりこれを法律の欠缺の補充および解釈権の権限問題に帰しているが、いささかはぐらかされた感が否めない。「不都合之廉」が何を指すかという問題は、おそらく明治六年段階の木戸孝允の憤激(51)にベースを置いて考えなければならないのではないだろうか。

右の点の裏返しとも言えるが、第三条については、ほとんど修正のあとなくほぼフリーパスで司法省案が最後の成文まで至った。これは何故であろうか。

この点についての私の見解は次のようである。第三条で問題となったのは、「習慣」と「条理」の先後関係であった。この点についてボアソナードと井上毅の間にはぬきさしならない意見の相違が存在していたことが、國學院大學日本文化研究所編『近代日本法制史料集第八』所収の「五〇七　ボアソナード氏相続論（明治八年二月九日）」、「五〇八　日本ニ於テ相続法ヲ設クル論（明治八年二月十一日）」等の史料を見るだけで、了解することができる。「五〇七」は一般論を述べるが、ここではフランスの相続法は「天然法（＝自然法）」にしたがって構成されているという原則的立場を強調している。そして「五〇八」では、井上は、〔華族・士族の相続法に関し特別法を設けるか〕という論題につき、ボアソナードの意見を聴取している。これに対しボアソナードは、華族・士族においても、他の人民と同様にせよと主張した。また長子の特権についても、封建制度に由来するものであるとして、その消滅を主張しているのである。そして、「五〇九」「慣習法ト衡平法ニ関スルボアソナード氏答議」（明治八年六月二日）では、法律不存在の時における情義と習慣の先後関係についてボアソナードの見解を述べている。そこにおける最大の論点も、相続法における長子相続制を維持するか分割相続を採用するかの問題であった。ボアソナードは、日本の習慣＝長子

相続制によらず、情義＝子女・兄弟への分与を強調している。すなわち「五〇八」の意見を再確認したものである。しかし井上の立場は、ボアソナードの見解と大きく異なっていた。井上にとっては、長子優先の立場は絶対的であり、これを崩すことはなかった。

他方太政官布告第一〇三号第三条は、司法省原案においても、「民事ノ審判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣法ニ因リ習慣法ナキ者ハ条理ヲ推考シテ裁判ス可シ」と規定し、慣習法が「条理」に優先することを宣言していた。井上と同様政体取調掛の委員たちは、本条にいう「習慣法」とは、旧幕時代以来の日本の慣習を意味すると了解していたため、全く問題意識を感じなかったのであろう。それゆえ第三条をめぐってはまったく異論が生じなかったのである。

ではなぜ、六月二日付でボアソナードに「慣習法ト衡平法」について意見が聴取され、「五〇九」文書として梧陰文庫に残されたのであろうか。

まず井上毅は、なにゆえこのような質問をボアソナードに発し、かつ回答の翻訳を梧陰文庫中に残したのであろうか。これは、実務官僚としての井上の周到な用意であると考える。井上とボアソナードの間ではこの問題をめぐるやり取りは頻繁に交わされていた。それゆえ両者間では、意見の相違について十分に了解されていた。それとは別に最終段階における大臣・参議の修正会議までの間において、委員の間から「この点についてボアソナードはどう考えているか」という質問が出された場合に備えた文書ではなかっただろうか。

ついでボアソナードは、なにゆえかようなインタビューに応じ文書に署名したのであろうか。この時点では、問われた問題は「法律不存在の時における条理と習慣法の先後関係」という一般的な問題であった。ボアソナードは、日本が長子相続制と分割相続制のいずれを採用するべきかという問題に関して、井上毅および政体取調掛の委員たちとも意見を異にすることを自覚していたが、この問題は日本法制の近代化の過程で将来再び問われる課題であろうと考

え、その時を見据え自己の見解を残しておくことを望んだのではないだろうか。

（2）西田と「裁判事務心得」

以上、太政官布告第三号「裁判事務心得」の成立過程と、ボアソナードあるいは井上毅の係わりについて、概要を見てきた。では本稿の主人公西田忠之は、「裁判事務心得」の立法過程とどのような係わりをもっていたのであろうか。

太政官正院において「裁判事務心得」の条文が検討されたとき、その主たるプレイヤーは、政体取調掛のメンバーたちであった。彼ら自身、司法制度改革問題に関する一家言の持ち主たちであり、その周囲には、利害関係を有する政府部内各セクション〔司法省・大審院、正院の三大臣・参議・内史・外史、其の他政府高官等〕が背後に控えていた。政体取調委員会のメンバーは比較的少数で閉じられたメンバーであったが、その中で何がどのように論じられているのかは、関心の的であった。この状況のもとで、西田が井上毅という窓を通して探りを入れていたことはもはや明らかであろう。

では西田の関与は、前述の構図の中において、どのような意味をもっていたであろうか。今日明らかになっているのは、西田が『大審院備考』を残した、そしてその中には二行の表題を含む「ボアソナード答議」が含まれていた、ということである。

この点に関し、中村哲也氏は、独自の見解を述べておられる。[52]「まず第一に、正院がボ答議書を太政官布告第一〇三号三条の運用にとっての重要参考資料として大審院に回付したのであろうということ、第二に、この文書が大審院から各裁判所に送られ現場裁判官の参照に付されたのであろうということである」と。そしてこの二点を前提に、

「裁判事務心得」第三条に対するボアソナードの大きな寄与を論じられている。

しかしこの前提的判断そのものが成り立ちえないことは、これまで述べたことからあきらかであろうと思う。第一に、中村氏は「正院が……大審院に回付した」と述べている。おそらく「正院」という当時の政府最高機関が、新設の裁判機関「大審院」あてにこの文書を回付したと受けとられたのであろう。しかし、正式に決済された文書であればともかく、中間段階の文書を機関同士の間でやり取りすることは通常はありえない。正院から大審院にというのは機関を通した正規の手続だったのではなく、井上と西田の個人的関係から入手した可能性が高いこと前述の通りである。第二に「ボアソナード答議」が各裁判所に送られた事例をこれまで把握することができていないことなどが、反証となろう。

西田は太政官正院の監部であった。西田が保有していた「ボアソナード答議」の意義を問うにあたっては、何よりもこのことを前提に置いて検討されなければならないというのが私の立場である。西田が、司法制度改革にかかわる政体取調掛の情報を探査・収集し、何者かに提供したことは、ほぼ間違いない。ただし西田に対しそのようなミッションを与えた「何者」が誰かについては、大隈重信という名前が想起されるものの、現在のところ断言はできない。

これまで『大審院備考』をはじめとするボアソナードの提言の意義を考える際、太政官布告第一〇三号すなわち裁判事務心得第三条に引きつけて考えすぎていたのではないだろうか。もともとこの問題は、大阪会議後の立憲政治体制の構築に際していかなる司法制度を構想するか、という課題に対応するものであった。この点について、フランスの司法制度が継受の有力な候補であり、このためボアソナードやブスケなどお雇い外国人から情報提供を受け、また井上毅はじめ渡欧経験者から学習の成果を報告させたのであった。しかし当時の明治国家は法の近代化を眺望していたとはいえ、フランスの近代化過程とはあまりにも大きな差異が存在した。たとえば大審院を頂点とする裁判所制度

を構築するとしても、彼我の差を考えると、フランスの制度をそのまま取り入れる訳にはいかなかったのである。いかなる程度までフランスの制度を取り入れ、どの程度日本風の潤色を施すか、中央と地方の関係、諸政治勢力の対抗関係、政府内各セクションの対抗関係、民衆の識字力や各種法律関係者の法学的素養の成熟度等およそさまざまな要素を踏まえたうえでの調整が必要となったことは想像に難くない。

この意味において、お雇い外国人等の提案とこれに対する日本側各セクターの制度提案とその思惑を対比させ検討する課題は避けて通ることができない。すでにボアソナードが日本側に与えた多くの講義・質疑応答録・立法提案等が存在することが明らかになっている。司法制度の構築にかかわる提議等でこれまでに私が知り得たものだけを列記しても、①國學院大學梧陰文庫所蔵「対ボアソナード氏答議」、②司法省記録（法務図書館蔵）『仏律編集 第三巻』「大審院考」、③司法省記録（法務図書館蔵）『仏訳書雑類 第五集』「大審院考」、④法政大学所蔵「ボアソナード答問録」、⑤国立公文書館内閣文庫『質問録 ⅠⅡⅢ』、⑥国立公文書館内閣文庫『教師質問録初編・二編』、⑦国立公文書館内閣文庫『教師質問録三編』、等の諸著作がある。これら諸案や提言の比較対照も今後取り組むべき課題である。

そして以上に加え、今回我々は、『大審院備考』（法政大学「西田文庫」）とタイトルを付された史料を得た。この中には、「大審院構成（ボアソナード・ブスケ合記）」「大審院附録（ボアソナード）」などの日本政府にあてた提案ともみえる興味深い史料が存する。これらの提案が当時進行中であった司法制度改革、とくに大審院の位置づけに関しどのような具体策を提起していたかを確認することが必要であろう。

むすびにかえて

西田忠之が遺した『大審院備考』とタイトルを付した文書を手がかりに、権力中枢で進行中であった司法制度改革の動きとその意義について、若干の考察を施した。

この中心にいたのは、井上毅をはじめ政体取調掛の面々であった。西田自身はこの重要なメンバーではなかったが、この動きを注視し何者かに報告する役割を担っていた。

西田自身の個人史をたどると、幼少年期は別にして、幕末維新期以後の人生は、大きくいって、前半と後半の二期に分かれるように思われる。前半生は、あくまで正院の監部をはじめとする情報収集役（いわば黒子）に徹した時代である。これに対して後半生は衆議院議員、民法中修正案審議特別委員会委員としての活動など、表舞台に出て活躍した時代である。この二期を分ける契機になったのは、松山始審裁判所裁判官時代にあったのではないかと私は考えている。すなわち、明治一七年松山に赴任した西田は、真崎秀郡（彼は西田が監部であった時代の同僚であった）に会いに行き久闊を叙している。[53] しかしこの時真崎は愛媛県の警部長すなわち愛媛県警察のトップに君臨する人物となっていた。当時同県内では、市之川鉱山をめぐって県令関新平と地元民権派の角逐が続いていた。[54] この時両者の間にどのような会話が交されたか記録は残っていないので、具体的にその内容を知ることはできない。しかし一二月一六日西田は非職となり、短い松山勤務は終わりを告げている。私はこの時が西田のターニングポイントであったような気がしてならないのである。

【注】

（1） 岡孝氏は、当時学習院大学法学部教授、現在は同大学名誉教授である。専攻は民法、法制史学会にも所属。法政大学現代法研究所の研究員でもある。

（2） 中村哲也氏は、新潟大学名誉教授。専攻は民法である。

（3）本履歴書の冒頭には、滋賀県知事大越亨から西田忠之宛ての明治二七年九月六日付の「当選通知書」及び同八日付の「返答書」「衆議院議員当選承諾書　明治廿七年九月六日内一発第一四一六号ヲ以テ本県第三選挙区ニ於テ議院当選之旨御通知相成右当選人タルコトヲ承諾致候ニ付選挙法第六十二条ニ依リ此段及御届候也」が添えられている。

（4）「士族襲名」とは、「履歴書（2）」元治元年一二月の項に記載の「これまで父千秋に宛行されてきた扶持七人口を自分代に下されて」とあるのを指していよう。

（5）なおこの点については、欄外上段に「同年十二月　機密掛リ被申付候に付自今藩士外ニ被列旨」との注が附せられている。

（6）「西田文庫」を法政大学現代法研究所に寄贈された西田照美氏（立正大学名誉教授）は、『西田文庫目録』「まえがき」の中で西田の父親千秋につきつぎのような逸話を紹介されている。「忠之は、その父親の左近右衛門千秋は、一介の郷士ながら京都に遠からぬ地に在住する情報連絡者としてか、藩の関係者からある程度重視されていた…」。この話が確かだとすると、西田は親子二代にわたって尾張藩の情報連絡役を務めていたことになる。

（7）宮地正人『幕末維新変革史（上）』岩波現代文庫、二〇一八年、二三〇ページ。

（8）宮地『幕末維新変革史（下）』岩波現代文庫、二〇一八年、五七ページ。

（9）宮地『幕末維新変革史（下）』前掲書、二〇二～二〇四ページ。

（10）『西田文庫目録』七七ページによる。

（11）「位記返上」の日付は、「履歴書（1）」では、明治八年一〇月二〇日となっている。任免機関を示す下欄の記載は「正院」となっているから、正院から全く除かれたということであろう。

（12）「履歴書（1）」による。

（13）「海南新聞」第二〇六五号　明治一七年八月三日付「雑報」。

（14）判事名「西田忠之」のフルネーム検索では、一件もヒットしなかったが、「西田」の姓のみによる検索では、一件がヒットした。「一七年第二三号控訴事件（原告）山内幾太郎（被告）星加又作、小作米代金催促一件―明治一八年一月一四日松山始審裁判所判決」がそれである。なおこの点については、新田一郎東京大学教授からご教示を受けた。

（15）「法政」第七三号。

（16）岡孝「あとがき」（『西田文庫目録』）による。

（17）西田照美「まえがき」（『西田文庫目録』）より。

（18）西田照美「まえがき」（『西田文庫目録』）、また「西田文庫」（雑誌『法政』第七三号を参照。

(19) この点については、矢野「愛媛県初代警部長真崎秀郡とその周辺」(『中京法学』四九巻三・四合併号、二〇一五年)、のちに矢野、『伊予松山・裁判所ものがたり』(創風社出版、二〇一九年)に掲載、を参照されたい。

(20) もともと監部の設置を提案したのは江藤新平であった。菊山正明『明治国家の形成と司法制度』(御茶の水書房、一九九三年)一〇一ページ。なお江藤の構想にあっては、行政監察機能が重視されていた、菊山、同上一一六ページ。また大日方、前掲書、三六ページも参照されたい。

(21) 「監部課事務章程」は、国立公文書館所蔵『官符原案・副本一』による。

(22) 納言は明治四年七月二九日の太政官職制により正院に太政大臣・参議とともに置かれたものだが、同年八月一〇日の官制等級改定では、太政大臣・左右大臣・参議が三職とされ、天皇を輔翼する重官として置かれた(犬飼ほなみ「左大臣」(『明治時代史大辞典』第二巻、吉川弘文館、二〇一二年)。

(23) 大日方、前掲書、三八ページを参照。

(24) 「太政官職制章程」は、国立公文書館所蔵『太政類典・第二編』による。

(25) 以上は、『明治六年三月版　太政官官員録』によった。

(26) 大日方、前掲書、四二〜四三ページ。

(27) 大日方、前掲書、四三ページ。

(28) 西田は非常に几帳面な性格であり、「履歴書」記載の事項については、それを裏付ける辞令書等を遺しており、これらは『西田文庫目録』に記載されている。ところが監部関係の事項については、そのような辞令等がなかった(あるいは、保存することを許されなかった)ため、「大外史口達」と記したと思われる。

(29) 「履歴書(3)」と「履歴書(4)」の差異として、「履歴書(4)」は全文楷書体で記載されているのに対し、「履歴書(3)」では楷書体で「八等出仕申付候事」と記したあとに、やや雑な書体でで付加されているという違いがある。

(30) 『明治天皇紀』第三(吉川弘文館、一九六九年)六二ページ、なお引用は中野目徹「諸雑公文書の世界」(『北の丸』第二三号、一九九一年)による。

(31) なお〈4〉『独逸刑法』(箱五、二七)〈5〉『仏国訴訟法講義』(箱五、二八)・『仏国民法注釈』(箱五、二九)・『仏国民法講義』(箱五、三〇)・『仏国刑法講義』一〜三(箱五、三一―一〜三)〈6〉『治罪法講義』(箱六、二〇―一)・明治八年二月〜九月の講義〈7〉『治罪法会議筆記』(箱六、二〇―二)明治八年一〇月〜一一月の講義、の諸文献もあるが、作成年代が明確でないなどの理由からここに掲げるのを断念した。

(32)　大日方、前掲書、四三〜四四ページ。

(33)　大阪会議以前の司法改革については、菊山正明『明治国家の形成と司法制度』（御茶ノ水書房、一九九三年）一九三〜二二九ページ参照。

(34)　尾崎三良『尾崎三良自叙略伝上』中公文庫、一九八〇年、一九三ページ。

(35)　尾崎、前掲書において井上と尾崎は同官で六等出仕であると述べているが、菊山によればこれは誤りで、尾崎は六等出仕、井上は七等出仕であるとするのが正しい。菊山正明、前掲書、二四七ページ。

(36)　そのほか、「大審院　上告」の冒頭近くに「今暫ク覆訴ヲ以テ「アペール」ニ当テ上告ヲ以テ「ルケー止ニ当ッ覆訴ハ猶再訴ト云カ如シ」という下りがある。これはこのままでは意味が通じない。「ルケー止ニ当ッ覆訴ハ」は、「ルケートニ当ル覆訴ハ」の誤記であろう。このような誤記は多いとは言えないが散見される。

(37)　井上毅については多くの文献がある。とくに木野主計氏は梧陰文庫中の井上関係文書編集を担当された方であり、同氏の著書として『井上毅研究』（群書類従完成会、一九九五年）が存在する。また井上の法および国家観については、坂井雄吉『井上毅と明治国家』（東京大学出版会、一九八三年）が存在する。

(38)　ただし江藤新平自身は、事務多端につき断念し、渡欧することはなかった。

(39)　木野主計「植木枝盛の法思想に与えた井上毅の影響」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年、所収）。

(40)　以下、この問題に対するボアソナードの回答を「ボアソナード答議」と称することがある。

(41)　ただしこの梧陰文庫中の文書には年月日の記載がない。法政大学の仏文史料の刊行によって、作成年月日が明治八年六月二日であろうと推測されるようになったものである。

(42)　裁判事務心得第三条については、固有法に淵源を有するとする穂積陳重・牧健二らの説があったが、本答議の出現によってボアソナードの影響を示唆する杉山直治郎・野田良之らの説が有力になったといえる。詳しくは、大河純夫、後掲論文（一）五二一ページを参照。

(43)　大河純夫、後掲論文（一）五二一ページは、「ボアソナード回答」の翻訳が梧陰文庫中に存すること、また自筆の書き入れによる修正があることをあげて、本文のように推測している。

(44)　二行の表題とは、本文章の冒頭に付された「正院ヨリ「ホワソナート」氏ニ質問書　正院ヨリ廻ル」の二一字余の文字群を指す。

(45)　（井上毅自筆墨書の書入）とは、「法司ノ本心ヲ以テ双方ノ資益及ヒ双方ノ思索〔ヲ精密ニ吟味セバ必ス正直正理ノ判決ヲ感覚シ得ベク、然レトモ時〕トシテハ各人ヲシテ尽ク此情義ノ裁判ヲ至当ト思ハシムルコト能ハズ。」という文章における〔　〕部分を指す。

この文章は〔　〕内の文章を除くと全く意味が通らない。〔　〕内の書き入れがあってはじめて意味が通じるのである。前掲、『近代日本法制資料集　第八』二〇〇ページ参照。

(46) なお（c―1）と（c―2）については、両者のうちどちらか片方が梧陰文庫中の文書（b）に依拠して筆写され、しかる後にこれに基づいて他が筆写されたのは、確実である。では、どちらが先行したのであろうか。私は（c―1）が先に筆写され、その後これを元に（c―2）が作成されたのではないかと見ている。しかし残念ながら、今のところこれを確認するすべはない。

(47) 本文書は、国立公文書館デジタル・アーカイブに収録されており、容易に参照することができる。

(48) 『立命館法学』（一）一九八九年二〇五・二〇六号、（二）一九九三年二二七号、（三）一九九四年二三四号。

(49) 第三条についての修正点は、「習慣法」とあったのが「習慣」となり、「法」の字がとれたことくらいである。またこれは第三条だけでなく、第一〇三号全体にかかわることであるが、当初「達」案として立案されたが、最終的には「布告」として立法化されたことは、留意されなければならない。

(50) 大河純夫、前掲（一）、五一六ページ。

(51) 欧米視察から帰国した木戸は、司法省による長州派の不祥事摘発に対して憤激したと伝えられている。

(52) ここで中村哲也氏の見解とは、①「明治八年太政官布告一〇三号三条に関する新資料―法政大学所蔵西田文庫所収ボアソナード答議書の意義―」（二〇一九年三月二六日）、②「明治八年太政官布告一〇三号三条に関する新資料―法政大学所蔵西田文庫所収ボアソナード答議書について―」（二〇一九年九月二七日）および③「ボアソナード答議書と一八七五（明治八）年太政官布告一〇三号三条―法政大学図書館所蔵西田文庫所収ボアソナード答議書が示すもの」（二〇二一年三月六日）の討議資料三点を指すが、いずれも研究会に提示されたもので、未公刊のものである。このような文書を引用することは異例であるかも知れない。しかし『大審院備考』なる史料自体が新発見であり、同史料中の「ボアソナード答議」について言及した業績が全く存在しない現況において、本稿の論旨を明確にするためあえて取り上げさせてもらった。関係者のご了解をえたい。

(53) 同年の西田の『懐中日記』一〇月一〇日の記事によって、真崎秀郡と会ったことが確認できる。

(54) 市之川鉱山事件の全容については、矢野、前掲『伊予松山・裁判所ものがたり』第二部「市之川鉱山事件の深層」を参照されたい。

西田忠之履歴表

年	月　日		典　拠
天保７（1836）	11月―	履歴書（3）ではこの年生まれ	履歴書（3）
天保９（1838）	―	尾張藩飛地の滋賀県蒲生郡竜王町で代官兼庄屋を勤める郷士の家に生まれる。	広報誌『法政』
天保10（1839）	11月―	履歴書（4）ではこの年生まれ	履歴書（4）
文久２（1862）	12月24日	前大納言西上に付き京都出張。	履歴書（2）
文久３（1863）	５月―	前大納言帰国後も当地詰	履歴書（2）
元治元（1864）	７月28日	京都騒擾尽力につき賞金下さる。	履歴書（2）
	10月―	前大納言長州発向につき出張。	
	12月１日	父千秋への扶持７人口の下賜を願う。	履歴書（2）
慶応元（1865）	２月―	京都帰着、11月まで在勤	履歴書（2）
慶応３（1867）	６月―	京都出張申し付けらるー於名古屋	履歴書（2）
	12月―	国事機密掛リ被申付	履歴書（2）
	同月	自今藩士に列さる旨申達。	履歴書（2）
明治元（1868）	１月３日	南門前陣所・伏見表へ糧米運輸	履歴書（2）
	５月25日	刑法官書記を仰せつかる。	履歴書（1）
	６月４日	刑法官捕亡司判事を仰せつかる。	履歴書（1）
明治２（1869）	３月―	再幸ニ付御道中監察之心得	履歴書（2）・（4）
	４月19日	東京在勤申し付け	履歴書（2）
	５月12日	鞫獄司判事を仰せつかる。	履歴書（1）・（2）
	６月４日	徴士捕亡司知事仰せつかる。	履歴書（1）・（2）
	７月８日	刑法官を廃止、刑部省を置く	履歴書（4）
	７月20日	刑部逮部長（刑部省）	履歴書（1）
	11月８日	任逮部権正（行政官）	履歴書（1）・（2）
明治３（1870）	３月25日	叙従七位	履歴書（1）・（2）
明治４（1871）	７月９日	刑部省廃止、司法省を置く	履歴書（3）
	同日	司法省出仕仰せつかる。	履歴書（2）・（3）
	８月―	補亡囚獄事務地方官ニ属ス	履歴書（4）
	９月２日	八等出仕申付候事	履歴書（1）・（4）
	同日	正院出仕、監部課所属	履歴書（1）
	11月―	監部課付申付（大外史口達）	履歴書（3）・（4）
明治５（1872）	10月―	記録専務（大外史口達）	履歴書（3）・（4）

明治 6 （1873）	5 月―	御炎上に付履歴課専務（同上）	履歴書（3）
明治 8 （1875）	9 月23日	監部課廃局	履歴書（1）
	9 月27日	廃官	履歴書（3）・(4)
	10月20日	位記返上	履歴書（1）
明治 9 （1876）	4 月21日	補八等出仕（司法省）	履歴書（1）
	7 月24日	大審院大属に任ず	履歴書（1）
明治10（1877）	10月16日	新潟裁判所判事補	履歴書（1）
明治12（1879）	5 月19日	陸軍裁判少主理	履歴書（1）
明治13（1880）	7 月 8 日	仙台鎮台付申付	履歴書（1）
	11月22日	大審院三等属に任ず	履歴書（1）
明治14（1881）	6 月23日	判事に任ず	履歴書（1）
	11月15日	東京控訴裁判所詰	履歴書（1）
明治17（1884）	7 月24日	松山始審裁判所詰	履歴書（1）
	12月16日	非職被仰付候事	履歴書（1）
明治20（1887）	12月 9 日	任治安裁判所判事	履歴書（1）
	同日	木更津治安裁判所判事	履歴書（1）
明治23（1890）	10月23日	北条区裁判所判事	履歴書（1）
明治26（1893）	3 月24日	青森地方裁判所判事	履歴書（1）
明治27（1894）	2 月12日	退職を命ず	履歴書（1）
	3 月22日	特旨をもって位一級を進む	履歴書（1）
	7 月28日	依願免本官	履歴書（1）
	9 月 6 日	第 4 回衆院選に当選	履歴書（1）
明治32（1899）	4 月 6 日	死去（60 歳）…天保 10 年生として	衆議院議員名鑑

注記：履歴書（1）：西田忠之履歴書（1）衆院当選時
履歴書（2）：西田忠之履歴書（2）監部採用前
履歴書（3）：西田忠之履歴書（3）監部免官まで
履歴書（4）：西田忠之履歴書（4）（3）の清書版
広報誌『法政』：2014 年度 6 月号記事「西田文庫」